

令和8年度第2回大田区障がい施策推進会議 議事録（要旨）

日 時：令和8年8月28日（金）13時30分から15時30分まで

会 場：大田区役所本庁舎 201～203 会議室

開催方法：会場参集、書面提出

出席者：藍委員、阿出川委員、石渡委員、大島委員、神作委員、閑製委員、杵鞭委員、近藤委員、坂元委員、杉山委員、鈴木委員、新倉委員、濱委員、宮田委員（五十音順）

1 開会

- （1）石渡会長 挨拶
- （2）福祉部長 挨拶
- （3）事務連絡（配布資料等確認）

2 議題

- （1）次期「おおた障がい施策推進プラン」の骨子について（案）
資料1 次期「おおた障がい施策推進プラン」骨子について（案）

宮田委員：

「2-2 障がい児支援の充実」の「2-2-1 切れ目のない支援の充実」、「2-3 障がい特性に応じた支援の充実」の「2-3-3 特別な支援を要する障がいへの対応の推進」について、医療的ケア児支援法が改正されたことにより「重症心身障がい」が法律上定義され、支援対象として明記されたことは、歴史的な大きな一歩だと思っている。医療的ケアが必要な方へのサービスでは「18歳の壁」が大きな問題であり、切れ目のない支援や医療連携を新しい施策として反映してほしい。

障害福祉課長：

先月法律が成立してこれから具体化されるが、既存事業の中でどのように展開できるか本推進会議でも報告しながら検討を進めたい。

閑製委員：

「基幹相談支援センター中心」という文言で相談に対する充実強化がより具体的に書かれたと感じており、障がい者総合サポートセンターの役割が明確になって、「そこに行けば何らかの相談ができ次に繋がる」という安心感が持てることを期待する。

また、民法改正に伴い施行までの2年ほどの間に、支援が必要となった部分について、大田区としての支援体制を充実させてほしい。さらに、情報量が多いので内容整理して、誰もが公平に理解できるようになるとよい。

神作委員：

基本目標の1つ目に、「必要な支援を受けながら」という言葉を置いた点について、行政の覚悟を感じ、支援者の立場として深く共感する。

ただし、「支援」を第一に考えるならば、基本目標2にある「障がい児支援の充実」や「障がい特性に応じた支援の充実」は、基本目標1「支援を受けながら地域で暮らす」に入るのではないか。

また、1-3の「希望する暮らしの実現」は自分らしく暮らすことの中に居住体制の充実であれば基本目標2に、2-4の「障がいへの理解促進」は「権利を守る」という内容で基本目標3になるのではないか。各目標の項目配置について検討が必要ではないか。

障害福祉課長：

特に2-4はどこに入れるか迷った部分で、権利を守ること、自分らしく生活するための理解促進も大事である。本日頂いた意見を踏まえて検討する。

大島委員：

内容自体には特に異論なく、構成の組み換え、整理についての意見だと考える。基本的な確認として、特に基本目標2を大きく変更した理由は何か。

また、今回の資料の内容で基本目標は確定なのか。

障害福祉課長：

現行プランには基本理念と基本目標の繋がりの弱さがあり、「地域で」「自分らしく」「安心して」というキーワードで再整理したためである。

基本目標はまだ案であるが、これから全部組み換え等となると難しい。

大島委員：

障がい者分野は、「本来あるべき姿ではないマイナスのものをゼロに戻す施策」と「フラットな状態からプラスにする施策」という分け方があるのではないか。障害者差別解消法の合理的配慮の施策は個人的には「マイナスをゼロ」の振り分けだと思うため、神作委員と同じ意見で2-4の「障がいへの理解促進」は基本目標3に入るべきである。

障害福祉課長：

ご意見を踏まえ、検討させていただきたい。

大島委員：

もう1点、障害年金や雇用などが入っていない。区の管轄外であっても障がい者の生活に関わるお金については記載してはどうか。

障害福祉課長：

区のプランであり、区の管轄内の業務で整理している。区の管轄外の事項の掲載については、見せ方や案内方法等工夫する方向で検討したい。

大島委員：

本プランを誰に向けたものかを考えると必要な情報であり、どこまで入れられるかというのはあるが、「これは区の管轄外です」と補足を入れれば当事者やご家族が混乱しないのではないかと思います。

石渡会長：

基本目標にある「自分らしく」という表現は、2014年の障害者権利条約批准以降、強調する自治体が増えてきた。重度障がい者も含め、日々の思いを尊重する意思決定支援のあり方が整理されたことを踏まえ、「自分らしくいきいきと」を自己決定・自己選択と関連づけ、意思決定支援の理念を計画に明記してもよいと思う。

また、自分らしく暮らすには安定した所得保障の視点も必要であり、就労と年金をセットにした経済保障の観点も、計画に盛り込む必要があるのではないかと。

杵鞭委員：

重度障がい者の同行援護について、条件付きだが経済活動を伴う外出が週10時間以上可能になったこと、またガイドヘルパーが家の中に入って代筆等を行えるようになったことなど、改善されて感謝している。

視覚障がい者はハザードマップが音声で読めないなどの課題がある。スマートフォンのアクセシビリティ教室が拡大し、生活に活かせるようになると良い。

障害福祉課長：

補足だが、障害者総合支援法の同行援護では経済活動、就労などに対する支援が認められていないため、区の「地域生活支援事業」にて今年度より重度障がい者の就労支援として開始した。国の給付とは異なる独自の枠組みで実施している。対象には、重度の身体障がい者の方や視覚障がい者の方のほか、行動障がいのある知的障がい者の方なども含まれている。また、代筆・代読の支援等についても今年度中の開始に向けて準備を進めている段階である。

石渡会長：

先ほど意見のあった情報アクセシビリティについて、これまで情報障がいや視覚障がいや聴覚障がい注目されていたが、最近は知的障がいや発達障がいのある方への「分かりやすい情報提供」なども含まれる流れになっている。

障害福祉課長：

今年度は情報保障の取組を進めている。スマホ教室は視覚・聴覚障がい者向けに現在実施しているが、今後の展開も含めて検討していく。

(2) 次期「おおた障がい施策推進プラン」第2章（大田区の障がい者の状況と施策の課題）について（案）

資料2 次期「おおた障がい施策推進プラン」第2章（大田区の障がい者の状況と施策の課題）について（案）

濱委員：

「1-1 相談支援体制の充実・強化」と相談を第1にした点は大変良いと思う。

16 ページの「②緊急時の受入体制の充実」について、短期入所の定員増加は評価するが重度の障がいの方などは利用しにくいいため、原因究明とともに解消してほしい。また、「③人材確保・育成・定着支援の充実」について、人材育成・定着の研修は充実しているが、研修受講後の職員の定着について振り返りと評価を行ってほしい。

17 ページの「⑤居住の場の確保・充実」について、グループホームの世話人向けの研修会はとても意義があると思う。ただし、グループホーム等でも障がい者の高齢化が進んでおり、介護保険へ移行する際意思決定支援や情報提供の不足、介護保険施設での障がい特性に応じた支援が課題である。

「⑥地域生活移行支援の充実」で 18 ページに記載された措置入院の問題は、課題が多いと感じている。2 か月前に川崎市の精神科病院に伺ったが、ソーシャルワーカーが入院されている一人ひとりとコミュニケーションを深め、個別事情を踏まえなければ措置入院による長期間の入院状態の解消にはつながらないと実感したため、しっかり取り組んでほしい。

22 ページ「①相談支援体制の充実・強化」について、相談支援事業の必要性は認識されているが、専門に特化した事業者は増えていないのが現状である。制度上の難しさもあるが、事業者数や相談機会の増加、十分な相談支援専門員の配置体制の整備が課題としてあげられておらず、検討してほしい。

30～31 ページについて、「相談」が肝となる問題がデータとして明示されており、大変参考になった。

42 ページの「2-1 社会参加・社会活動の充実」の就労支援の問題について、就労継続支援B型などの選択肢拡大は大変ありがたい。一方で、ケアマネジャーからは利用者的高齢化による移動の課題が指摘されており、事業所による送迎が必要な現状もある。国の制度の枠組みにとらわれず、区としての支援を検討してほしい。

最後に全体的な点として、障がい者が 65 歳で介護保険へ移行する際、ケアマネジャーがケアプランを作成する機会が増加している。しかし、ケアマネジャーは障がい者施策への十分な知見を有していないケースが多く、課題となっている。私自身もケアマネジャーの委員登用を要望したが、「公募枠に応募してみてもどうか」と勧められ、公募委員として参加した経緯がある。障がい者の高齢化は今後の大きな課題であり、委員構成も含めた検討が必要ではないか。

障害福祉課長：

精神科に長期入院の高齢者が、地域移行として退院する際の受入れ先確保や、障がい特性と制度との間で、どのように折り合いをつけていくかは課題である。また、就

労継続支援B型を利用される方で一般的な年齢よりも早期に機能低下が進み、通所困難となるケースも見られ、障がい福祉と介護保険の双方向からのアプローチが必要であると認識している。しかし、現時点では具体的な施策の検討に至っていないのが現状である。

石渡会長：

やはり「本人が何を望んでいるか」が一番大切であり、高齢者向けの介護サービスを望む方、80歳近くでも就労継続支援B型の事業所での仕事を望む方など、一人ひとりがどのような暮らしや過ごし方を選択されるかという視点を重要視すべきと思う。

障害福祉課長：

区立施設を運営するうえで人手不足などの課題があり、機能低下が見られる利用者の継続利用をどう支えるかが切実な課題である。本人の意思を尊重して利用継続を目指すものの、現場は日々の支援に苦慮している。制度上可能な各種サービスの組み合わせ方も含め、支援のあり方を幅広く検討していく必要がある。

濱委員：

先ほどの発言漏れで、25ページの防災関連の部分について、現在、防災への需要が高まる中で、大田区災害時福祉支援チーム（OWAT）の巡回メンバーに相談支援専門員が含まれていない点に疑問がある。避難所には様々な障がい特性を持つ人が避難するため、ケアマネジャーだけでは対応が不十分な場合がある。今後、OWATに相談支援専門員など障がいに理解のある専門職が参加できる仕組みづくりを検討してほしい。

福祉支援調整担当課長：

OWATの立ち上げにおいては、社会福祉士会や介護支援専門員連絡会、社会福祉法人など一定の組織体制のある団体と協議を重ね、始動させた。今後は協力者の拡大が課題であり、選択肢として相談支援専門員など専門職の参画も考えられる。既存の協力団体と相談しながら検討を進めていきたい。

藍委員：

私たち保護者は「支援をお願いして迷惑をかけるのでは」「こんなお願いは良くないのでは」と躊躇してしまいがちだが、基本目標1や2で「必要な支援を受けてよい」と明確に示されたことは大変心強い。

その上で、まず、学校以外の相談先が分かりづらいため、相談窓口の明確化をお願いしたい。

次に、保護者の関心が高い点として多様な活動の場の充実、社会参加・社会活動の充実について、18歳の壁で放課後等デイサービス等が利用できなくなり、18歳以降に行ける場所や居場所は保護者にとって大きな不安である。親にとっての単なる預け先ではなく、本人がどう過ごし他者と繋がるかという場を重視したいが、「多様な活動の場」「社会参加や社会活動」という表現はアクティブな動作を連想させ、医療的ケ

ア児や重度障がい者等にはハードルが高い。重度・軽度を問わず、それぞれの状況に応じた過ごし方ができる「場」の充実が必要である。

障害福祉課長：

「多様な活動の場」は、文化活動等の余暇の時間の充実のために設定した項目であるが、もし「日中活動」や「通所施設」のような印象を与えるようであれば、記載の仕方も含めて工夫したい。

石渡会長：

アクティブな「活動」が困難な人も多く、「安心できる」「存在が認められる」といった「居場所」の意味を含めるなら「活動」以外の表現が望ましいと思う。一方で、実際に居場所の役割を果たしている場が多いのも事実である。また、「必要な支援を受けることを躊躇してはいけない」という流れが現在できつつあるものの、当事者や家族としては遠慮やためらいがあることも多いと思う。

障害福祉課長：

利用の敷居を下げるため試行錯誤している。例えば、「相談」は重いイメージを避け、もっと気軽に話せる場であることの周知も含めた支援が必要と考えている。そのためには障がい者総合サポートセンター等の一般相談窓口が浸透していくことが重要であり、同センター等と協議し検討を進めていきたい。

阿出川委員：

特に「わかばの家」と深く連携し、療育機関等で指導・養育された子どもの成長を見られることは大変ありがたい。

1点目は、障がい児支援の充実や切れ目のない支援体制についてである。精神障がいや発達障がい、二次障がいや愛の手帳所持者が増加しており、区立小中学校や特別支援学級等に在籍されている方も多いと推測される。そのようなお子さんや家族に対し、必要な支援・相談ができる体制を整備してほしい。

2点目は、人材の育成・確保についてで、学校をはじめ各現場で人材不足が深刻だが、人材が確保できても丁寧な研修・育成がなければ現場対応は困難である。働き方改革の中でも研修や人材育成の機会・予算を削るべきではないと考える。「確保した人材をどのように育成していくか」というプロセスの見える化があれば、働く側も利用者也安心できる。

3点目は、福祉避難所および防災体制についてである。都立矢口特別支援学校では毎年、消防・警察や育成会等と連携して福祉避難訓練を実施している。しかし現状、重度の知的障がいのあるお子さんに関する避難体制や登録等の整備は、高齢者や身体障がい者に比べ十分でないという耳にする。医療的ケア児や車椅子利用者の方だけでなく、重度の知的障がいのある方も「非常時に行って良い」と安心して避難できる体制を整えていただきたい。本校としても物資配送や拠点の提供など、区や消防と連携して協力する準備があり、都立校の教員が集まる拠点としても協力可能なため、具体的な体

制整備を進めていただきたい。また、「1-4 保健・医療・福祉の連携」には、教育や関係機関との連携も明記した方がよいと感じた。

石渡会長：

地域の避難において、重度の障がいがある方にとっては大勢の人が集まる場所に行くことは大きなプレッシャーであり、実際には在宅避難の方が安心・安全につながるケースがある。そのため、福祉避難所の整備にとどまらず、在宅避難への支援策も重要な課題であり、計画の中でこれらの点を十分に検討・考慮する必要があると感じる。

福祉支援調整担当課長：

ご意見いただいたとおり区としては近年、災害時は移動のリスクも伴うため、特に要配慮者や避難行動要支援者に対し、自宅が無事であればまずは「在宅避難」を第一に考えるよう案内している。そのために、日頃から在宅避難への準備、個別避難計画の作成などを進めている。

一方でどうしても避難が必要な場合は、一次避難所では学校の教室等を利用した要配慮者スペースを確保する。また、障がい者・高齢者施設や都立特別支援学校3校との協定による「福祉避難所」を確保している。今後も特別支援学校等との連携を強化していきたい。

鈴木委員：

福祉避難所に関して、在宅避難が推奨されているものの、現実としては区内の避難所は約100箇所で大田区では20万人の避難が想定されており、単純計算で1箇所あたり2,000人となる。どの学校の体育館でも入りきれない規模ではない。発災直後は大混乱となるため、障がいのある方に限らず高齢者も含めて全区民が「自助」を意識し、個人の避難プランや家庭での備えを進めるよう周知・啓発が必要である。

避難所運営に関し、OWATの知名度はまだ低く、教室等の要配慮者スペース確保や体育館のスペース配分を想定した訓練は一部にとどまり、訓練未実施の学校も存在する。

また、障がい特性を迅速に把握するため、平時からのヘルプカード普及が望ましい。

基本理念の表現について、自治会長の立場から「地域で暮らしを支えるまちをつくる」との表記は重い責任を感じて緊張する。「障がい者が安心して暮らせる大田区をつくる」など受け止めやすい表現が望ましい。ハード面でなくソフト面の取組と捉えて尽力するが、それだけの責任を感じながら取り組んでいる立場でもあるため一言お伝えしたい。

石渡会長：

これは主体责任ではなく、地域に住む皆それぞれが受け持つということだと思う。

杉山委員：

福祉避難所が必要な方に対して、どこへ行ったらよいなどの周知は行っているのか。

障害福祉課長：

福祉避難所の対応は地震と風水害で異なる。

地震の時は、自宅滞在が困難な場合に学校等の一次避難所へ避難し、その後二次避難所である福祉避難所へ移動が検討されることになる。この移動局面における OWAT の活用等は現在検討中である。

風水害時は、台風では事前に個別避難計画を作成し、あらかじめ避難先を指定しているケースがある。一方で、短時間で増水するゲリラ豪雨等では避難準備をしている間に屋外避難が危険となる。そのため、自宅内での垂直避難など、自宅内でいかに安全を確保するかを考える必要がある。これは障がいの有無を問わず、地域や家庭全体で取り組むべき課題である。

近藤委員：

基本目標と施策の整理について、関連し合っている部分があるため施策分類は第一優先の目標に割り振るのが基本だが、全体のバランスに応じて「再掲」の形で複数箇所にも明示してもよいのではないかと。

インパクトの大きい冒頭の「1－1－1」に相談や「気軽な居場所」を配置し、その重要性を示す試みは非常に効果的で良いと思う。

また、本計画は「区の計画」として区が取組が中心となるが基本的な考え方として、「本人の意思を尊重し、それを一番大切にしている」という姿勢が伝わるのが重要と考える。民法改正などにおいても「本人の意思尊重」を重視する姿勢が明確に出ており、直接書けなくても施策の随所から感じ取れる表現で計画に盛り込むことが望ましい。

坂元委員：

事業者・法人として、社会保障や社会的資源としてのあり方や使い方、サービスの提供形態について、時間や場面を工夫する必要性を感じている。しかしながら、既存の仕組みの単純な拡大や工夫だけでは限界がある。そのため「相談」や相談にいたる手前の「情報へのアクセス方法」とも関連する、多様な主体が参入できる新たな仕組みづくりが必要である。また、「居場所」の捉え方を共有し、地域との連携、既存のサービス枠や時間軸の中でいかに居場所を見出せるか、関係団体と共に考えていきたい。

新倉委員：

個人的に障害者差別解消法における「合理的配慮」に関心がある。合理的配慮とは言葉自体が非常に重たく受け止められがちだが、特別な思いやりや配慮ではなく、要支援者・要配慮者の方々と「同じスタートラインに揃えること」が本質であると考えている。

この考え方は防災や避難所運営にも当てはまる。平常時は障がい者との接点や交流はほとんどないが、災害時には必ず関わりが生じる。障がい者が不安を抱く中、スタートラインを一緒にする意識を持ち、障がい者と共に避難所を開設・運営する姿勢が大切だと感じている。そのような考えから自分も登録したが、「福祉避難所ボランティア

ィア」に登録して参加・支援することが、具体的な取組であると考えている。誰もが同じスタートラインに立てる社会に向け、障がい福祉への理解・関心を深める記載を計画内に盛り込んでほしい。

宮田委員：

「緊急時の受け入れ体制の充実」について、緊急時の当事者本人の受け入れはもちろん、日々自宅でケアを頑張っているご家族のための「在宅レスパイト」としても非常に重要である。特に医療的ケアを伴う重症心身障がいの方々は、区のサポートセンターB棟のショートステイで大変お世話になっている。

サポートセンターB棟で対応困難な重度障がいの方々は都の広域施設を利用せざるを得ない現状がある。しかし、都施設で短期入所を利用するための初診までに「2年待ち」を要するのが実態である。その結果、地域で暮らす重症心身障がい者が頼れる場所は事実上サポートセンターB棟に限られてしまう。保護者からは「2年も待てない」という切実な声や「待ってでも受けたい」と希望する声が上がっている。都施設での受け入れが極めて困難な現実を区として認識し、重症心身障がい者対策、特に短期入所の体制整備への手厚い支援をお願いしたい。

障がい者総合サポートセンター所長：

障がい者総合サポートセンターを運営する社会福祉法人や医長とは、定期的な会議に加え、個別にも様々な相談・調整を行っている。

「緊急時の受け入れ」については、重症心身障がい者用の10床が、特に週末において満床となるのが現状である。緊急を要する方の受入方法の検討を進め、新たな支援の形を提示したいと考えている。

大島委員：

3点お話ししたい。1点目は、現状のインパクトや概要が伝わるため、施策案の冒頭に「大田区の障がい者の状況」の数値データの掲載を検討してほしい。

2点目は、昨年度の調査について単に結果を載せるだけでなく「区としてこのような手法や考えで詳細な実態調査を行った」ことを1ページ程度PRしても良いのではないかな。

3点目は最も重要な点である、前計画の事業評価についてである。前計画の評価結果は本計画には記載しない予定と思うが、区として綿密に予算や成果を検証されているため、評価結果をインターネット等で公表し、「前計画の検証を踏まえて新計画を作成した」というプロセスを明示してはどうか。説明責任を果たす上でも、検証姿勢の公開が望ましい。

石渡会長：

3点目の前計画の事業評価は公開されているのではないかな。

障害福祉課長：

実績の評価は公開しているが、金額等の詳細まですべては公表していない。

大島委員：

公開していることを掲載してもよいのではないか。

神作委員：

3点お願いしたい。1点目は「相談支援の充実」である。施策の筆頭として相談支援の重要性が位置づけられることは大変望ましいが、単なる傾聴にとどまらず適切なケアマネジメントにつながるよう、誰が責任を持って支援を行うか、計画上で体制が見える形になることを期待する。

2点目は「地域生活支援拠点」についてである。実効性のある支援に向け連携の中核となる本拠点が重要だが、第2章までの記述に見当たらないため、今後の施策へ盛り込んでほしい。

3点目は「18歳以降の居場所支援」についてである。実態調査だけでは見えにくい、18歳以降の「時間の過ごし方」や「居場所の確保」は今後の大きな問題と予想される。課題が生じてから対応するのではなく、事前に施策として計画に盛り込む視点も記載してほしい。

3 その他

障害福祉課長：

計画案に対するパブリックコメントの実施を12月上旬頃から予定している。パブリックコメントの期間中に「区民説明会」も併せて開催する予定で、「大田区高齢者施策推進プラン」および「大田区ユニバーサルデザインまちづくり基本方針」についても合同で行う予定である。日程等の詳細が確定したら、改めて報告する。

また、会議終了後に意見などあれば、9月4日までにいただきたい。

4 閉会